

令和 4 年度総合評価落札方式【業務】 評価項目等の見直し概要

令和 4 年 6 月 青森県 整備企画課

令和 4 年 7 月 1 日以降入札公告を行う業務から、総合評価落札方式に関する運用の手引きについて、下記のとおり一部見直しのうえ運用しますので、お知らせします。

1. **改定** 県発注業務の業務成績評定の平均点の評価を細分化および評価基準を引き上げ

今まで 3 分割だった評価基準を 5 分割に細分化し、評価基準を引き上げ、技術評価点の差別化を図ります。

評価項目	評価基準	配点
過去 4 年間における県発注業務の成績評定の平均点 ※()建築設計業務	8180点以上 (7876点以上)	2.0 点
	80点以上81点未満 (77点以上78点未満)	1.5 点
	7978点以上80点未満 (7674点以上7776点未満)	1.0 点
	78点以上79点未満 (75点以上76点未満)	0.5 点
	78点未満 (7574点未満)	0.0 点

2. 技術者の業務成績評定点の評価基準を引き上げ

評価項目	評価基準	配点
過去 4 年間における県発注業務の業務成績	8180点以上 (7876点以上)の業務成績の実績がある	2.0 点
	7978点以上(7674点以上)の業務成績の実績がある	1.0 点
※()建築設計業務	上記以外	0.0 点

3. 技術提案の得点審査方法を手引きに掲載

簡易型Ⅰ（建築については簡易型Ⅰ、Ⅱ）および標準型において採用している技術提案の得点審査方法を手引きに掲載しました。

4. その他

新型コロナウイルス感染症に係る「継続教育(取得単位)」の暫定措置を延長します（別紙参照）。